

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

長野県知事 殿

提出者

住 所 愛知県清須市枇杷島駅前東1丁目1番1

氏 名 名工建設株式会社 名古屋支店

執行役員支店長 木村 誠司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-746-1600(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名工建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	愛知県清須市枇杷島駅前東1丁目1番1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06：総合建設業
②事業の規模	36,000百万円
③従業員数	530人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。 ・余剰材の引き取り（木くず） ・廃石膏ボードの新品は材を分別し、廃棄物広域認定業者へ委託処理するよう取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みに加え、下記事項についても実施する。 ・発生時の分別徹底。 ・過剰梱包の抑制。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、廃プラスチック、木くず、金属くず等はそれぞれコンテナなどの容器により分別し、安全協議会開催時に指導・教育を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物の分別徹底。 ・工事着手前の安全施工検討会にて、分別する廃棄物について検討する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定なし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) ・実施例なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・実施する予定なし。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い産業廃棄物を適正に処理できる業者を選定して、書面による契約を実施している。 ・可能な限り優良認定業者から選定している。 ・電子マニフェスト使用推進を図るため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定している。 ・委託処理業者には、定期的（半期に1回程度）現地確認を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定業者から選定する。 ・電子マニフェスト使用推進を図るため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・委託処理業者には、定期的（半期に1回程度）現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添 1 処理工程図

・がれき類  
再生業者に処理を委託→再生砕石として再資源化

・木くず  
再生業者に処理を委託→チップ・燃料等として再資源化

・廃プラスチック類  
中間処理業者に処理を委託→燃料・建設材料等として再資源化  
再生不可能な廃プラスチック類は、最終処分業者に委託して埋立処分)

・混合物  
中間処理業者に委託選別→再資源化  
(再生不可能な混合物は、最終処分業者に委託して埋立処分)

## 別添2 管理体制図

本店建設副産物連絡委員会（総責任者:担当役員）

建設副産物対策委員会（委員長:支店長）

建設副産物担当責任者

建設副産物担当者会議（土木・建築・軌道部門の各現場作業所長等）



令和5 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量	処理の委託													
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		自ら熱回収を行った(行う)量			自ら中間処理により減量した(する)量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		①		②+⑧		⑤			⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1 燃え殻																					
	2 汚泥																					
	3 廃油																					
	4 廃酸																					
	5 廃アルカリ																					
	6 廃プラスチック類	56.28	50.65	-	-	-	-	-	-	-	-	56.28	50.65	41.60	37.44	56.28	50.65	0.00	0.00	0.00	0.00	
政令	1 紙くず	2.10	1.89	-	-	-	-	-	-	-	-	2.10	1.89	2.10	1.89	2.10	1.89	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2 木くず	464.16	417.74	-	-	-	-	-	-	-	-	464.16	417.74	16.74	15.07	464.16	417.74	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 繊維くず																					
	4 動植物性残さ																					
	5 ゴムくず																					
	6 金属くず	4.39	3.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.39	3.95	1.43	1.29	4.39	3.95	0.00	0.00	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.50	2.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.50	2.25	0.50	0.45	2.50	2.25	0.00	0.00	0.00	0.00
	8 鉱さい																					
	9 がれき類	3,421.14	3,079.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,421.14	3,079.03	2.96	2.66	3,421.14	3,079.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿																					
	11 家畜の死体																					
	12 動物系固形不要物																					
	13 ばいじん																					
	14 処分するために処理したもの																					
	建設混合廃棄物	54.97	49.47	-	-	-	-	-	-	-	-	54.97	49.47	4.67	4.20	1.77	1.59	0.00	0.00	0.00	0.00	
	石綿含有産業廃棄物	0.68	0.61	-	-	-	-	-	-	-	-	0.68	0.61	0.18	0.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	合計	4,006.22	3,605.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,006.22	3,605.59	70.18	63.16	3,952.34	3,557.10	0.00	0.00	0.00	0.00	

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量